

平成24年度「東京都環境影響評価審査会」第11回総会

速 記 録

平成25年3月28日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

(午前10時59分開会)

小川環境都市づくり課長 それでは、11時となりましたので、引き続きよろしくお願いたします。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員23名のうち16名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成24年度第11回総会の開催をお願いいたします。

なお、本日は、小島会長が所用により、御不在ということでございます。条例第73条第4項に基づき、会議の進行を柳第一部長にお願いたしたいと思っております。

柳部長、よろしくお願いたします。

柳第一部長 分かりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は、傍聴を希望の方がおられますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度といたしたいと思っております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室、着席)

柳第一部長 それでは、傍聴の方は、傍聴希望案件が終了され次第、退室されて結構です。

ただいまから、平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会を開催します。

本日は、会長にかわりまして、私が進行を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、答申3件に係る審議を行った後、受理報告を受けることにいたします。

それでは、初めに、「渋谷駅街区開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議いたしましたので、その結果について、私から報告いたします。

資料1をご覧いただきたいと思っております。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読をお願いいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の1ページをご覧ください。

それでは、朗読いたします。

平成25年3月28日

東京都環境影響評価審議会

会 長 小 島 圭 二 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 柳 憲一郎

「渋谷駅街区開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

2ページ、別紙がございます。

「渋谷駅街区開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成24年9月26日に「渋谷駅街区開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

1 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、最大着地濃度出現地点では、付加率が最大58.7%である上に環境基準も超えている。よって、予測に反映しなかった環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響の一層の低減に努めること。

2 大気質の予測において、建設機械の稼働率や排出係数は、十分に安全側を見た予測条件を設定しているが、予測に反映しなかった環境保全のための措置及び過去の稼働実績等を踏まえ、どの程度の低減効果が見込まれるか示すこと。

【騒音・振動】

計画地の環境騒音は昼夜間とも環境基準を超え、道路交通騒音も環境基準を超えている地点が多く、工事予定期間も長期にわたっている。

このため、工事用車両の走行に当たっては、環境保全のための措置の徹底を図るとともに、周辺で予定されている他の再開発事業の事業者とも調整を図るなど、道路交通騒音のより一層の低減に努めること。

【風環境】

環境保全のための措置の中で、周辺の基盤整備及び開発事業を踏まえ、関係機関と協議し、歩行者空間の風環境のさらなる改善を目指すとしていることから、これを確実に行うこと。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認し、必要に応じてさらなる対策を講じること。

【景観】

計画建築物の外壁の色彩・素材等について周辺の街並みに配慮するとしているが、圧迫感や光の反射等による影響の低減方策についても、具体的に分かりやすく記述すること。

4ページは付表でございます。

以上でございます。

柳第一部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過を御報告いたします。

本事業に係る環境影響評価書案は、平成24年9月26日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地視察及び部会における3回の審議を行いまして、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民から5件の意見書の提出がありました。また、関係区長である渋谷区長からも、意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書に事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、3名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう、求めることといたしました。

次に、指摘の内容について簡単に御説明いたします。

本事業は、東京都渋谷区渋谷二丁目及び道玄坂一・二丁目に位置する事業区域面積約1.53ha

において、事務所、店舗を主な用途とする建築物を新築するもので、対象事業の種類は、「高層建築物の新築」となっております。

まず、【大気汚染】の意見です。

建設機械の稼働に伴って発生する二酸化窒素について、大気質への影響の低減に向け、環境保全のための措置の徹底を求めるものなど、2件でございます。

次に、【騒音・振動】です。

計画地周辺では、複数の再開発事業が進められておりまして、環境基準を超えている騒音への対策には、事業者間で調整を図り、一層の低減を努めるよう、求めるものでございます。

続きまして、【風環境】です。

計画地は、有数の繁華街でありまして、歩行者空間の風環境の改善を強く求められていますことから、環境保全のための措置の徹底を求めるものでございます。

最後に、【景観】ですが、計画建築物による圧迫感などの低減策について、具体的な記述を求めるものでございます。

報告は以上ですが、何か御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

柳第一部長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

柳第一部長 それでは、答申書を読み上げてください。

上田アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

24東環審第38号

平成25年3月28日

東京都知事

猪瀬直樹 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「渋谷駅街区開発事業」環境影響評価書案について（答申）

平成24年9月26日付24環都環第288号（諮問第399号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

意見は先ほど朗読したとおりでございます。

以上です。

柳第一部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、続きまして、「都営村山団地（後期）建替事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましても、第一部会で審議しましたので、その結果について、私から報告いたします。

資料2をご覧くださいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案分を事務局から朗読してください。

宗野アセスメント担当課長 資料2です。

平成25年3月28日

東京都環境影響評価審議会

会 長 小 島 圭 二 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 柳 憲一郎

「都営村山団地（後期）建替事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

6ページをご覧ください。

「都営村山団地（後期）建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、平成25年1月10日に「都営村山団地（後期）建替事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は、8ページのとおりでございます。

第2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動共通】の意見が2つございます。

(1) 本事業は段階的に建替を行う計画であることから、各建築物の解体・建設・供用時期を明らかにするとともに、この工程を踏まえ周辺環境への影響が最大となる予測時点を設定すること。

(2) 関連車両の走行に伴う大気汚染、騒音・振動について、現居住者の入居が基本であり建替事業による大きな変化はないため予測・評価しないとしているが、予測条件である居住者数や関連車両の変動が不明確であることから、これを明らかにすること。

【水循環】

雨水の流出抑制について、浸透ます、透水性舗装等により可能な範囲で地下浸透に努めるとしていることから、地下浸透量の変化の程度を予測・評価するため、環境影響評価項目として選定すること。

【風環境】

計画建築物の最高高さが37m程度であることから環境影響評価項目として選定していないが、計画している19棟の各建築物の高さや周辺建築物の状況が不明確であることから、これを明らかにするとともに、必要に応じて環境影響評価項目として選定すること。

【廃棄物】

建替工事に伴う産業廃棄物及び建設発生土の排出量について、施工計画等をもとに推計するとしているが、よりの確に排出量を把握するため、類似事例である前期建替事業における実績値をもとに予測すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえ検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上でございます。

柳第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、平成25年1月10日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。

本事業は、既存の都営団地の前期建替事業に続く、後期の建替計画であり、対象事業の種

類は、「住宅団地の新設」でございます。

次に、答申案の内容について、御説明いたします。

まず、【大気汚染、騒音・振動共通】の意見です。

解体、建設、供給の工程を明らかにした上で、適切に予測時点等を設定することを求めるものなど、2件でございます。

次に、【水環境】ですが、地下浸透量の変化の程度を予測・評価するため、項目の選定を求めるものでございます。

続いて、【風環境】です。

計画建築物の高さや、周辺の状況を明らかにし、必要に応じて項目を選定するよう求めるものでございます。

最後に、【廃棄物】ですが、廃棄物の排出量を的確に把握するため、類似事例をもとに予測することを求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民から13件の意見書の提出がありました。また、周知地域市長である武蔵村山市長、東大和市長並びに立川市長からも意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して、評価書案を作成するよう求める次第でございます。

報告は以上ですが、何か御意見等はございますでしょうか。

どうぞ、片谷委員。

片谷委員 大気汚染に関連して若干補足をさせていただきます。

1、2と2項目書いてございますけれども、1については、計画書には、工事工程が1本の棒でしか示されておらず、その間、どういうことが行われるのかは、今後、環境影響評価書案で明らかにするという記載になっておりまして、予測のところにも、いつを予測対象にするかという記載がないということで、環境影響が最大となる時点を設定することを指摘したということです。

本来であれば、計画書段階でもう少し工事工程は、最終決定ではないにしても、変更があり得るにしても、もう少しきちんと書いていただきたいということを感じておりますけれども、答申案の記載の上では、そこまでは書いておりません。

関連車両の走行も大きな変化はないという説明しか書かれておらず、大きな変化がないというのだったら、その数字を示せばいいのであって、そういう基本的な記載が欠けているのが、この計画書の問題点ですので、そういう趣旨でこの指摘を答申に入れていただい

たということを補足として申し上げておきます。

柳第一部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、ただいま指摘がありましたことは、事務局で指導等をしていただければと思います。

今の報告をもちまして、本審議会の答申といたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

柳第一部長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

宗野アセスメント担当課長 それでは、配付されましたので、読み上げさせていただきます。

24東環審第39号

平成25年3月28日

東京都知事

猪瀬直樹 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島圭二

「都営村山団地(後期)建替事業」環境影響評価調査計画書について(答申)

平成25年1月10日付24環都環第494号(諮問第403号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げた内容でございます。

以上です。

柳第一部長 ありがとうございます。

ただいま朗読いたしましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、次に、「(仮称)立川立飛商業施設計画」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第二部会で審議いただきましたので、その結果について、山本第二部会長から報告を受けることにいたします。

よろしくお願ひいたします。

山本第二部会長 それでは、9ページ、資料3をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案分を事務局から朗読してください。

上田アセスメント担当課長 それでは、朗読いたします。

資料3でございます。

平成25年3月28日

東京都環境影響評価審議会

会 長 小 島 圭 二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 山本 貢平

「（仮称）立川立飛商業施設計画」環境影響評価調査計画書について
このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。
1ページをおめくりいただきまして、10ページに別紙がございます。

「（仮称）立川立飛商業施設計画」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、平成25年2月12日に「（仮称）立川立飛商業施設計画」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周辺地域市長の意見等を勘案し、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は、お隣、11ページでございます。

第2 審議結果

【地盤、水循環共通】

土留壁等の変形が生じない仮設工法を採用するため周辺地盤の沈下のおそれはなく、また、揚水量も近年の実績と同程度とする計画であるため地下水位の低下もないとしている。

しかし、揚水量の詳細や雨水などの表面流出水の処理方法が明らかでないことから、今後の調査結果を踏まえ、必要に応じて予測・評価項目として選定すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に

基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

内容は以上でございます。

山本第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、平成25年2月12日に当審議会に諮問されまして、第二部に付託されました。

本事業は、東京都立川市泉町に所在する約9.4haの敷地に商業施設を建設するものであって、対象事業の種類は「自動車駐車場の設置」であります。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

これは、【地盤、水循環共通】でございますが、地盤変形のおそれのない仮設工法の採用や揚水量の制限などによりまして、地盤沈下や地下水位低下のおそれはないとする一方で、揚水量などの詳細が明らかではないため、調査の上、必要に応じて、予測・評価事項として選定するよう、求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民から意見の提出はございませんでしたけれども、周知地域市長であります立川市長からは、意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して、評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

柳第一部会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして、本審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

柳第一部会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

柳第一部長 それでは、答申書を読み上げてください。

上田アセスメント担当課長 読み上げます。

24東環審第40号

平成25年3月28日

東京都知事

猪瀬直樹 殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 小島 圭二

「（仮称）立川立飛商業施設計画」環境影響評価調査計画書について（答申）

平成25年2月12日付24環都環第559号（諮問第404号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は先ほど読み上げたとおりでございます。

柳第一部長 ありがとうございます。

ただいま朗読いたしましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

小川環境都市づくり課長 それでは、受理関係について事務局から報告いたします。

審議会資料、12ページ、資料4をご覧ください。

1番目、事後調査報告書関係が芳村石産株式会社採掘区域拡張事業（工事の施行中その4）ほか7件でございます。

2番目、変更届、豊洲新市場建設事業ほか1件でございます。

3番目、完了届、（仮称）新滝山街道建設事業、こちらは平成25年3月18日付で完了届が提出されてございます。

4番目、その他でございます。条例第90条に基づく報告等ということで、都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業、法対象の事業でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当から報告をさせていただきます。

上田アセスメント担当課長 それでは、資料の13ページをご覧ください。

事業名、芳村石産株式会社採掘区域拡張事業でございます。

答申は、平成13年12月7日、受理日が、平成25年3月14日となっております。

事業の種類は、土石の採取。

事業場所は、八王子市美山町、事業面積が55.9ha、採掘期間が14年度～33年度までという

ことで、今回は、工事の施行中その4でございます。

調査項目はそこに記載されたとおりでございます。

調査結果の内容でございますが、大気汚染につきましては、降下ばいじんの量が一部を除き予測を上回った。これは、春季において風の強い日が多かったことで、周辺の砂塵が調査に入ってしまったものと考えられるというものでございます。

騒音につきましては、発破騒音の振動レベルは、隣接する山入川の水音の影響を受けて明瞭なピークが認められず、予測を下回ったということでございます。

プラント稼働に伴う工場騒音でございますが、予測(47dB)を上回った。これは山入川の水音や周辺道路の影響を受けていたものと考えられ、工場が稼働していないときでも59～61dBという状況でございます。

次に、振動でございますが、発破振動レベルは、予測を上回った。これは、通常よりもたまたまこのときに多い火薬の量を使用したということが報告されております。

水質汚濁でございますが、放流地点下流側のSS濃度は、予測の範囲内でございます。

地形・地質でございますが、予備的な発破を行うなどによりまして、斜面の崩壊は見られず、残壁法面の安定を保っているというものでございます。

14ページ、水文環境でございますが、事業着手10年後までの改変面積は、5%程度減少したとしましたが、予測の範囲内でございます。

続きまして、河川流量の変化でございますが、山入川の河川流量は四季平均で事業着手時を下回ってございます。これは、河川堆積物が多くあったということで、表面水が伏流水となったものだと考えられております。

次に、地下水位の変化の程度でございますが、事業着手時と事後調査結果に大きな差はないということでございます。

次に、植物・動物についてでございますが、植物相、植物群落及び緑の量の変化については、事業着手時から10年後までに5haの樹林が伐採されたということでございますが、移植などによって植物相は維持されているというものでございます。

次に、動物相の変化についてでございますが、伐採は一時に集中しないように、段階的、断続的に進めたことにより、動物相は維持されているというものでございます。

水生生物相の変化についてでございますが、山入川及び鹿の子沢の改変は行っておらず、水生生物相は維持されているというものでございます。

生息環境及び生態系の変化についてでございますが、同様に山入川の改変は行っておらず、

種の多様性は維持されているというものでございます。

本件に関する苦情ですが、発破振動に関する苦情が1件ございましたが、対応した結果、その後は苦情は出ていないというものでございます。

宗野アセスメント担当課長 それでは、続きまして、15ページをご覧ください。

15ページは、一般国道16号線（昭島市拝島町～福生市熊川間）拡幅事業の事後調査報告書でございます。

平成9年に答申をいただいた案件でございます。往復6車線、1.5kmの区間の道路を改築する事業でございます。

調査結果の内容でございますけれども、騒音と振動、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音と振動について調査を行っておりまして、いずれも、事後調査結果は予測値を下回って、同程度か下回っていたということでございます。

苦情はなかったということです。

16ページ、京王線（柴崎駅～西調布駅間）と相模原線（調布駅～京王多摩川駅間）の連続立体交差事業。これは調布駅前後の立体交差事業でございます。その事後調査報告書でございます。

平成13年に答申をいただいた案件でありまして、今、申し上げました区間の鉄道の改良の事業でございます。

調査結果の内容でございますけれども、まず、騒音について、(1)は、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音でありまして、事後調査結果は、全地点で予測結果を下回っていたということです。

(2)仮線の走行に伴う鉄道騒音ですけれども、こちらについては、事後調査結果が一部の地点で、予測を昼間、夜間とも10dBほど上回っていたということです。

この原因ですけれども、予測地点付近に踏切があるということで、そのことで仮囲いが設置できなかったことの関係だということでございます。

2の振動、建設機械の稼働に伴う建設作業「騒音」とありますけれども、申しわけありません、これは「振動」の記載の誤りでございます。こちらについては、事後調査結果は全地点で予測結果を下回っていたということです。

3の地形・地質、地盤沈下と17ページの上にある水文環境に関してでございますけれども、幾つかの地点で継続して推移を観測しておるわけですが、下段に「一方」とありますが、上総層群れき質土層というところで、事業前の観測結果といたしますと、水位が上昇してきて

いるということがありまして、今後も監視を継続していくとしております。

お手元の冊子、当該の事後調査報告書の47ページがその部分でありまして、土層の右のほう、継続して推移は観測しているわけですが、上昇している傾向が見られるということで、慎重に監視を続けていくと事業者はしております。

また本日の資料に戻っていただきまして、17ページの5は、廃棄物でございます。上段がコンクリート、アスファルト、鉄骨、下段の表は、建設発生土と建設汚泥でありまして、上段の表のものについては、いずれも再資源化したということ。建設発生土につきましては、ゴルフ場の造成に再利用した。建設汚泥については、許可施設に搬出して、適切に処理したということでございます。

苦情の有無でございますけれども、建設作業の騒音と鉄道の騒音について13件、建設作業振動に関して2件の苦情があったということでありまして、一部、一時工事を中止ですとか、防音シートの設置などの対応を行うことにより、個々に理解を得ていたということでございます。

18ページ、世田谷清掃工場建替事業の事後調査報告書です。

平成14年に答申をいただいた案件でございます。300tの焼却炉と120tの灰溶融炉を建設、設置する事業でございます。既に平成20年に供用をしているものでありまして、今回は、工事の完了後の事後調査報告です。

調査結果の内容でございますけれども、1つ目は、大気汚染です。清掃工場の煙突がありますので、煙突の排出ガスによる大気質の状況ですが、小さい字で申しわけありませんけれども、SO₂、SPM、NO₂、ダイオキシンなどについての事後調査結果を記載しておりますが、いずれも予測結果と同程度か下回っていたということでございます。

大気汚染の(2)は、清掃車両の排出ガスによる大気質の状況ということで、SPMとNO₂について、事後調査結果は、予測結果を下回っていたということです。

また、悪臭について、事後調査結果は、全地点で臭気濃度が10未満であったということです。

3の騒音でありますけれども、(1)は、工場、その施設の稼働に伴う騒音のレベルでございます。事後調査結果「(L₅)」とありますが、「(L₉₅)」でありまして、記載の誤りです。全地点で予測結果を上回る形になっておりました。特に、地点Bでは、夜間の規制基準も上回っておりました。この原因は、この施設が環状八号線に面しておりまして、その交通騒音ですとか、工場にある換気口などの影響によるものではないかと分析をしております。

(2)の清掃車両の走行に伴う道路交通騒音ですけれども、こちらについては、事後調査結果、予測結果を下回っていたということです。

振動でございますけれども、清掃工場の振動レベルは、予測結果を上回っておりましたが、これも環状八号線の交通振動の影響によるものと考えられるとしています。

(2)の清掃車両の走行に伴う道路交通振動ですけれども、こちらは予測結果と同程度か下回っていたということです。

日照障害は、予測結果と同程度です。

電波障害については、ケーブルテレビによる対策を行ったということです。

景観については、予測どおり。

廃棄物に関しましては、ご覧の表のとおりでございます。

9の温室効果ガスについては、温室効果ガスの排出量と削減量が記載されております。削減量が少なくなっておりますけれども、想定していた排出量自身が減っておりますので、その関係で削減量が減っている形になっております。

その他(水質汚濁)のところでございますけれども、下水放流の定期測定結果については、全ての項目において下水排除基準を満たしていたということです。

苦情に関してですけれども、清掃工場の稼働に伴う騒音に関して1件苦情があったということです。音源となる工場の換気口に防音対策を施すことにより対応しまして、理解を得たということでございます。

20ページ、新海面処分場建設事業の事後調査報告書です。

平成6年に答申をいただいた案件でございます、約408haの埋立を行う事業でございます。

1つ目は、大気汚染(搬入車両の走行に伴う排出ガス)に関してでございますけれども、NO₂の事後調査結果、予測結果を上回る部分があったということです。この原因でございますが、当初、大型車が1万台程度と条件設定しておったわけですが、事後調査の際には、それが1万台、倍になるような形になっておりまして、交通量がかなりふえていることによるものとしております。

2の騒音(搬入車両の走行に伴う騒音)でございますけれども、事後調査結果は、予測結果をやはり上回っていたということでございます。この原因でございますが、この場所は、ちょっと特殊な場所になっておりまして、待機の車両が歩道側に常時待機している形になっておりまして、それががたがたと常時ある関係で、その関係から予測を上回る形になったと分析をしています。

3の振動（搬入車両の走行に伴う振動）でございますけれども、こちらの事後調査結果は、予測結果を下回っていたということです。

21ページは、練馬清掃工場建替事業の事後調査報告書でございます。

平成21年に答申をいただいた案件でございます、約1.5haの敷地に500tの焼却炉を設置する事業でございます。

今回は既存の建物がございまして、それを解体するまでの事後調査の報告書でございます。

建設機械の稼働に伴う騒音と振動でございますけれども、事後調査結果は、予測結果を下回っていたということです。

3の土壤汚染ですが、土壤汚染の調査を行ったところ、六価クロム、ふっ素、鉛、ダイオキシンが環境基準を超過した区画があったということでありまして、これについては、ダイオキシン類の汚染土壌も受入可能な土壤汚染対策法の許可施設のほうに置いて処理を行ったということでございます。適切に処理をしたということです。

4の地盤と水循環でございますけれども、地下水位に変動、4地点観測をしておりますが、いずれも地下水位に変動はなかったということです。

5、廃棄物でございますけれども、こちらの表は、解体工事に伴い発生した廃棄物でございます。予測したコンクリート塊に関して予測をかなり上回った形になっておりますが、解体の際、かなり大きい建物ですが、それを解体の際の粉塵の防止などのために仮設テントを設置してございまして、その基礎を設置した関係で、それを壊した関係でかなりコンクリート塊の量がふえているということです。

22ページ、上段の表は、建設工事に伴い発生した廃棄物でございます、いずれも、ここに記載の再資源化を行ったということでございます。苦情の有無ですけれども、振動に関して10件の苦情があったということです。作業の手順の再確認などを行うことで苦情を言われている住民の方々に説明を行いまして、理解を一応、得たということでございます。

23ページ、首都高速中央環状線新宿線の豊島区南長崎～板橋区中丸町間の建設事業の事後調査報告書でございます。

20年以上前の平成4年に答申をいただいた案件でございます、トンネルや高架の形で1.7kmの区間の道路を新設する事業でございます。

平成24年に既に工事が完了しているものでございまして、今回は工事の完了後のその1の報告です。

1番、大気汚染でございますけれども、トンネル坑口と高架部の事後調査結果、NO₂とCO、

SO₂につきましては、いずれも予測結果と同程度か下回っていたということです。

騒音に関しましては、道路交通騒音の事後調査結果は予測と同程度、また、換気所からの騒音につきましては、予測をかなり上回ってございましたけれども、原因は環状六号線の道路交通騒音の影響によるものと分析をしております。

3の振動と4の低周波空気振動に関しましては、事後調査結果は、予測結果と同程度か下回っていたということです。

24ページ、5は地形・地質でありまして、地下水位を観測しておりますけれども、工事着手前の調査結果と同程度で大きな変化は見られなかったということです。

6番と7番については、特に問題がなかったと。

8番の風害でございますけれども、事後調査結果は、全地点でランク2であったということです。4地点観測をしておりますが、事後調査をしておりますけれども、そのうち1地点が予測の際は1だったのですが、ランク2に悪化しているということでございます。これについては、理由をここには書いておりませんが、事後調査の報告書の中では、予測時よりも沿道にかなり建物が建ったことの影響によるものではないかと分析をしております。

苦情の有無でございますけれども、特に苦情はなかったということです。

25ページ、八王子都市計画道路3・3・2号線の建設事業の事後調査報告書でございます。これは、昨年オープンしました圏央道の高尾山インターから八王子の市街地を結ぶ国道でございます。

平成8年に答申をいただいた案件でありまして、9.6kmの区間をトンネルの橋梁や盛土などで新設する事業でございます。

今回は9回目の事後調査報告書でございます。

調査結果の1は、地形と地質でありまして、不圧地下水については、トンネル開通後まで一応、観測したところ、著しい水位の変化は見られなかったということです。

2の陸上植物でございますけれども、浅川トンネルの坑口周辺でコナラ・クリ群落が0.67haほど減少しておりますが、今後、0.41haを植栽する計画ということでございます。

また、3の陸上動物に関しましては、生息環境に関する調査を行っておりまして、周辺の林内の状況などを確認したところ、哺乳類や両生類の生息・繁殖環境は維持されていたということでございます。

26ページ、4の水生生物に関するものでありまして、生息環境に関する調査を行っておりまして、初沢川と湯殿川に関しての調査結果は、評価書作成時と同様であるか、改善される方

向であったということでございます。

苦情はございませんでした。

27ページは、豊洲新市場建設事業の変更届です。

平成23年4月に答申をいただいた案件でございます、約40haの敷地に卸売市場や駐車場を整備する事業でございます。

こちらにつきましては、お手元の変更届をご覧いただきたいと思っております。

豊洲新市場建設事業の変更届の3ページをご覧ください。

3ページの上段に(1)～(8)まで並べておりますけれども、こちらが変更事項でございます。

順に簡単に説明いたしますが、(1)は、工事の予定期間と供用予定期間の変更でありまして、当初、平成26年度で予定していたものを27年度に延伸するという事です。これは、土壌汚染対策を行う範囲を確定する調査を着手後、行っておりまして、処理すべき土量が増加したこと、想定外の地下の障害物がございまして、その対応が必要となったということでございます。

4ページと5ページは、工事の工程の変更であります。

6ページ、(2)掘削土量でございますけれども、左上に3行に分けて書いておりますが、足し合わせますと、もともと167万 m^3 であったものが、約174万 m^3 に7万 m^3 ほどふえるということでございます。こちらは、先ほど申し上げましたとおり、土壌汚染の対策する範囲を確定する調査を行った結果ということでございます。

8ページ、(3)汚染土壌の処理量の増加でございます、汚染の種類や処理方法によりまして、量を分けておりますけれども、トータルしたものでいいますと、もともと29万 m^3 ほどで考えていたものが、調査の結果、41万9,000 m^3 に増加するものでございます。

(4)場外に搬出することともともとしていた高細粒分土壌ですとか、洗浄残渣の一部につきまして、これは全部昼間に場外に搬出する計画でありましたけれども、場内のストックヤード、ストック場所の関係などから、一部でございますが、夜間に搬出する形に変更するという事でございます。

小さい字で書いておりますけれども、夜間に搬出する台数につきましては、1日で32台程度でございます、周辺の交通量が3,000台とか7,000台という形ですので、それに占める割合は小さいということで、特に予測は行っておりません。

(5)につきましては、一部盛土についての場外搬出処理への変更でありまして、盛土につきましては、中防外側埋立地に基本的に1回仮置きをしまして、正常であるかそこで確認した後、

埋戻す計画としておりましたけれども、その確認の際、一部、基準を超過する不適合な土壌が5,000m³ほど存在したということで、そちらを土対法の許可の施設のほうに搬出するという変更でございます。

9ページ、(6)は、土壌汚染対策工事の一部夜間作業への変更でありまして、土壌汚染対策工事につきましては、基本的に昼間施工と計画しておりましたけれども、全体として効率的に作業を進めたいということで、軽微な作業につきましては夜間に行う形にするというものでございます。

ここもお書きのところに小さく書いておりますけれども、夜間に稼働する台数は、各街区で2~6台程度でありまして、かなり少ないということから、このことでの夜間の予測は行っておりません。

(7)は、液状化対策工法の変更ということでございまして、液状化の対策をする深さが浅いものにつきましては、格子状固化工法で対策を行う計画でしたが、地下の障害物がかなりあるということで、その部分につきましては、砂杭の締固め工法に切りかえるという変更でございます。

(8)は、建設廃棄物の変更であります。先ほどから何度か申し上げているとおり、地下の障害物が想定以上にかなりあったということで、9ページの中段にございます表のように、6万4,000m³と計画していたものを、8万4,000m³に変更するというところでございます。

本日の資料の28ページをご覧くださいますと、これらの見直しの結果、予測評価の結果がどうなるかを検証したわけでございますけれども、大気汚染、騒音・振動につきましては、工事期間が延伸しておりますので、変更前のピーク時より減少するといったことから、評価の結論は変わらないとしております。

また、廃棄物につきましては、発生量が増加いたしますけれども、全て再資源化施設へ搬入して、再利用を図るということから、評価の結論は変わらないとしております。

29ページ、大井ふ頭その1・その2間埋立事業の変更届でございます。

21年に答申をいただいた案件でございまして、22haを埋め立てる事業でございます。

変更の内容は、中段以降に書いてありまして、(1)として、液状化層の地盤改良ですけれども、着工後、詳細な地盤の地質の調査を行ったところ、液状化の対策をする必要があるところが出てきたということで、その部分の対策を行うということなど。あと、(2)として、埋立土の搬入方法を、もともと海上に栈橋を設置して、ダンプから投入することで考えておりましたけれども、リクレーマ船という船を使った形で搬入する形に切りかえるということです。

(3)として、運搬ルートを1つ追加したということでございます。

30ページ、再評価の結果でございますけれども、大気汚染と水質汚濁に関しまして、先ほどの変更に関しまして、必要な計算を行ったところ、予測時よりも減少するですとか、ピークが下がる、新たなピークを発生させないといったことから、いずれも予測評価の結論は変わらないとしております。

31ページ、都市高速道路外郭環状線、これはいわゆる外環道の大泉ジャンクションから東名道と交差するところまでの事業でございます、その事業計画の変更の報告でございます。

これは法の案件でございますけれども、平成18年に答申をいただいた案件でございます。

変更の内容でございますが、本日のお手元の資料の変更届の2ページをご覧いただきたいと思っております。

変更箇所は3点ございまして、2ページ目の下段に写真がございますけれども、外環道が東名高速道路と交錯する部分について、写真が小さくて非常に分かりづらいのですが、外環道が地下のトンネルから上がって、東名道を上側を通る形でもともと計画しておりましたが、それを周辺への環境の軽減ということで、下をくぐる形に見直すということでございます。

3ページは、中央ジャンクションと東八道路と交わる部分に関してでございますけれども、これまでのイメージがありますが、掘割で上があいた形になっておりましたが、それを少し深くすることで、ボックスの形にして、周辺への影響を小さくするという変更でございます。

あと、その下側は関越道と交わる大泉ジャンクションの部分でございますけれども、左のように、開削で考えておったわけですが、右側のように、ここには八の釜の湧水がございます、それをできるだけ残したいということで、開削で考えていたものをシールドの工法に変更するものでございます。

本日の資料の最後の32ページ、評価項目の再評価の結果でございますけれども、大気や騒音・振動などの項目につきまして、予測の見直しを、計算をし直してみたということがございます。

いずれの項目につきましても、当初、評価書で基準や目標としていたものですとか、予測していたものと整合するといったことから、評価の結論は変わらないとしております。

時間が超過して申しわけありません。報告は以上でございます。

柳第一部会長 ありがとうございます。

ただいまの受理報告の各案件につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

どうぞ、大塚委員。

大塚委員 2点質問させていただきたいのですけれども、1点は、京王電鉄及び相模原線連続立体交差事業ですが、水位が上昇しているということですが、8年で7mぐらい上がっていると思いますが、原因は分かっているのかということと、とりあえず、今はまだ対策をとるような必要はないのかということをお伺いしておきたいと思います。

もう一つ、確認ですけれども、最後の都市高速道路外郭環状線事業につきましては、法アセス事業で、変更があった場合に、条例で90条に基づく報告を求めておられるということかと思いますが、その点について確認をさせてください。

以上です。

柳第一部長 事務局のほうでお願いいたします。

宗野アセスメント担当課長 京王線に関してですけれども、こちらについては、明確に事業との関係がどのようにあるのかということの分析はできていないわけですけれども、やはりここはそういう傾向がこのグラフで見えて顕著ですので、どういうことなのかと事業者を確認したところ、周辺の公的に観測している地下水位がありまして、そちらも若干、上昇の傾向にはあるということで、上がっている原因は明確に把握できていないわけですが、最後、水位が下がっているようなこともありまして、継続して監視をしていくとしております。

あと、外環道の報告に関してでございますけれども、ここは単純に90条に基づく報告としておりますが、実際には、評価書において事業者が、東京都に事後調査報告をすると書いている部分がありまして、その部分についてどうするのかと90条で聞いた形になって、こういう変更ですとか、事後調査ですとか、そういうことに関して報告をする形に関連づけさせているということです。

大塚委員 一般的にしているわけではないですね。

宗野アセスメント担当課長 この案件だけであります。

柳第一部長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、中杉委員。

中杉委員 3点質問させていただきます。

最初に、芳村石産のデータですけれども、水文環境のところ、河川流量の変化の程度が降雨時については、上流、下流で大きな変化がないとしているのですが、通常時を見ると、上流と下流でもものすごく大きな変化があって、この事業所から流入しているものが河川流量の大きな部分を占めていると考えられるのですけれども、多いからいいということなのかという話が1つと、その観点で考えていくと、放流水のSSの濃度と河川流量と上流の水質の流量

を考えると、どうも下流の流量の計算が合わない。上流と下流はほとんど変わりはないのですけれども、44ページと45ページのところですが、下流のところではSS濃度が上流側の何倍、1時間なので、何倍といえないのですけれども、仮に1としても、数倍あって、そのほうが水量としてはかなり大きいのに、結果としてはあまり変わっていないというのがよく分からないというのが1つです。これは多分、分からないと思いますので、事務局のほうで尋ねていただければと思います。

2つ目は、京王電鉄京王線の建設発生土の話ですが、ゴルフ場の造成に再利用しと書いてありますけれども、再利用するのに際して、土壌の質をチェックしているのかが2つ目です。これも多分、聞いていただくことになるのだと思います。

3つ目は、練馬清掃工場の案件ですけれども、ダイオキシン類汚染土壌について、環境基準を超えた土壌は、ダイオキシン類汚染土壌を受入可能な土壌汚染対策法に基づく許可施設に搬入したとありますけれども、具体的にはどんな処理の方法なのか。ダイオキシンは土対法の対象ではないので、土対法の許可を受けているから、適切に処理できるかどうかというのはまた別な話ですので、それも尋ねていただければと思います。

柳第一部長 事務局のほうでいかがでしょうか。

宗野アセスメント担当課長 今回の点につきましては、事業者を確認する形で、後日報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

柳第一部長 それではまた、その点については後日報告するというところでよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、片谷委員。

片谷委員 1点は、きょうの資料の、多分、これは記載の漏れというか、誤りではないかと思うのですが、23ページの中央環状線新宿線の大気汚染の事後調査経過に関する記載ですけれども、予測結果と同程度か下回ったという説明になっておりますが、事後調査報告書の35ページを見ますと、2つの地点では、5ppbほど上回ってしまっていて、その原因として、調査期間中の北風の出現頻度が高かったような記載があります。ですから、高かった理由の説明をつけて報告されていますので、やはりそれはまとめる際、記載していただいたほうがよろしいかと思います。

それと、さっきから京王線ばかり出てくるのですけれども、騒音が10dB上回った理由が踏切のために仮囲いが設置できなかったというのは、いかにも変な理由で、踏切はもともと分

かっているわけで、なぜそれが予測に反映されていないのかが問題ですので、ただ、これは仮線で、もうここは仮線がなくなってしまうはずで、今さら言ってもしょうがないのですが、ただ、やはり当然、予測に反映されるべきものであったはずなのに、されていないことに対しては、事業者に警告をしていただく必要があるかと思います。

柳第一部長 ありがとうございます。

事務局のほうで、今の指摘の点はいかがでしょう。

宗野アセスメント担当課長 中央環状線につきましては、誤りということですので、修正ということと、あと、京王線に関しましては、片谷先生のおっしゃるとおりでありまして、もともとそこを予測の地点や事後調査の地点と選定していたこと自身、問題だと思しますので、今後、そのような測定点の選定に関しては、我々も気をつけて見るように、事業者にもきちんと指導していきたいと思えます。

柳第一部長 ほかにいかがでしょう。

それでは、最初に谷川委員からどうぞ。

谷川委員 新海面の処分場の建設事業のところですけども、事後の調査で大気汚染の件ですが、この場合、このエリアはかなり道路を建設されて、ほかの一般車両の影響が非常に大きいと思えますので、本来の処分場の建設事業に伴う事後調査の測定ポイントとしてふさわしいのかどうかを今後、検討していただければと思っております。

以上です。

宗野アセスメント担当課長 今、谷川先生がおっしゃった点につきましては、検討してみます。まだこれから事業が続きますので、はかることに余り意味がないような形になるとすると、労力だけかけているような形になりますので。

谷川委員 特に高くなっているという評価なものですから、そのことについて適切な場所でモニタリングをお願いしたいと思います。

宗野アセスメント担当課長 分かりました。周辺の道路は交通量もかなりふえているようですので、これは平成6年に答申をいただいたもので、時間もかなり経過していますから、その点をちょっと見直す必要があるのかもしれませんが。検討してみます。

柳第一部長 ありがとうございます。

それでは、義江委員、どうぞ。

義江委員 首都高速中央環状新宿線のビル風のところですけれども、事後報告書の102ページですが、事後調査で日最大平均風速にガストファクターに2を掛けて、日最大瞬間風速を求

めて、それで評価しているということですが、実測では、日最大瞬間風速をそのまま図れるはずなのに、どうしてこんなことをやっているのか。多分、これは日最大瞬間風速そのままです。ランク3ぐらいになっているのではないかと、ごまかしているのではないかなと、そう思われても仕方がない事後調査書になっていると思います。

柳第一部長 事務局、いかがでしょうか。

宗野アセスメント担当課長 事業者に確認させていただきたいと思います。

柳第一部長 ほかにお気づきの点、いかがでしょうか。

特に御発言がないようですので、受理関係についてはこれで終わります。

ほかに何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして、本日の審議会を終わります。

皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午後0時21分閉会)